

# ワンチームキャンペーン運用基準

令和2年6月10日制定

## 第1条 (目的)

全国社会保険労務士会連合会近畿地域協議会(以下、「本協議会」という)の社会保険労務士(以下、「社労士」という)は、ワンチームキャンペーンにおいて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている経営者・社員とその家族に対して、『一体となって困難を乗り越えましょう』という内容のメッセージを発信する事により、社労士と国民の一体感を醸成し、もって、社労士への国民の理解を深めることをその目的とする。

## 第2条 (定義)

ワンチームキャンペーンとは、近畿約8,000人の社労士がワンチームとなり、別紙のフォーマットを用いて、各社労士個人の Twitter、Facebook、及び、Instagram のアカウントから応援メッセージを世の中へ向けて発信する活動のことである。

## 第3条 (運用方法)

1. ワンチームキャンペーンは、別紙のフォーマットを使用する。その際、次に掲げる内容等を記載し、本協議会及び各府県会又は各社労士個人の Twitter、Facebook、及び、Instagram のアカウントから発信する。

- ・社会保険労務士の職責や役割、業務内容
- ・社会保険労務士からの企業や働く人に対するの応援メッセージ
- ・その他、社労士として発信するにふさわしい国民に有用な情報

2. ワンチームキャンペーンは、専ら情報発信に資するものとし、原則として、返信等は行わない。

## 第4条 (免責事項)

1. 本協議会は、ワンチームキャンペーンに係る一切の行為について何ら責任を負うものではない。
2. ワンチームキャンペーンに係る投稿者は、本協議会に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、当会に対して著作権等を行使しないことに同意したもとする。

## 第5条（不適切な情報発信に対する対応）

本協議会事務局において、以下の発信が行われていることを把握した場合は、当該社労士が所属する府県会に対して、当該社労士のワンチームキャンペーンの情報発信の削除を依頼するよう要請する。

- ・法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など当会または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、私的な営業活動、その他私的な営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ・公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報をも特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・本会の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・ワンチームキャンペーンの趣旨にそぐわないもの
- ・その他、当協議会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 第6条（著作権について）

ワンチームキャンペーンの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、当協議会に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示するものとする。

## 第7条（運用基準の周知・変更等）

1. 本方針の内容は全国社会保険労務士会連合会近畿地域協議会 HP に掲載する。
2. 本基準は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。